

東京都内の保育の4月入園一次選考の不承諾者数等の調査結果

2017年3月22日

日本共産党東京都議会議員団

日本共産党都議団は、東京都の区部と多摩の自治体（23区26市3町1村）における保育の今年4月入園の一次選考における不承諾者数等の調査を行いました。主な結果は以下の通りです。

○一次選考で不承諾等になった子どもは28,000人以上

18区25市3町1村について、今年4月入園の一次選考での不承諾者数または未内定者数（※）を把握することができ、合計で28,051人に上りました。これらの自治体での申込者数は80,878人でした。

また、14区22市3町1村については、不承諾者数または未内定者数のうち転園希望者と新規利用希望者の内訳も把握することができ、合計で転園希望者は2,668人、新規利用希望者は16,073人でした。

※ 不承諾者数が把握できなかった自治体について、申込者数から内定者数を引いた数字を未内定者数とする等しました。

○4月1日時点の区部と多摩の認可保育園の定員予定数は前年比で約17,000人分増

区部と多摩の全ての区市町村から、今年4月1日時点の認可保育園の定員数について回答を得ることができました。

その結果、認可保育園の定員数は全体で245,994人となりました。これは昨年4月1日時点（229,248人）と比べて16,746人分多くなっています。

○待機児童数の数え方について

①希望の取下げについての扱いについて

国の待機児童の定義では、「いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができる」とされています。この規定の

扱いについて調査を行ったところ、結果は以下の表の通りでした。

表 1：利用希望がないとして待機児童数から除外する子どもの扱いについて

自治体の対応	自治体数
ア 利用希望を確認しておらず、除外していない。	29
イ 利用希望を確認していないが、保護者からの取下げの連絡があった場合のみ除外している。	21
ウ 利用希望を確認した上で、希望がない場合には除外している。	3

この規定に基づき待機児童数から除外された子どもの人数は7区6市について把握することができ（2016年4月1日時点の人数）、合計で970人となりました。

②「私的な理由により待機している」とされる子どもの扱いについて

国の待機児童の定義では、「他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと」とされています。この規定の扱いについて調査を行ったところ、以下の表のように自治体ごとに異なる扱いがされていました。

表 2：「私的な理由により待機している」として待機児童数から除外する子どもの範囲（複数回答可）

除外する場合	除外している自治体数
ア 希望した施設等を辞退した場合には、待機児童数に含めないこととしている。	29
イ 他に利用可能な施設等があるが、保護者に対する意向確認の結果、利用しない場合には、待機児童数に含めないこととしている。	5
ウ 他に利用可能な施設等がある場合には、保護者に対する意向の確認をせずに待機児童数から除いている。	17
エ 利用可能な施設等が一定数以上あるとの考えにより、一律の施設等数を設定し、その施設等数以下の施設等しか希望していない場合には、待機児童数に含めないこととしている。	35
オ その他の基準により、待機児童数に含めないこととしている。	7

表 3 : 利用可能な施設等の判断の基準 (複数回答可)

判断の基準	自治体数
ア 保護者に通園手段を確認した上で、他に利用可能な施設等があるかどうかを判断している。	1
イ 保護者の勤務先との距離や通勤経路等を考慮し、他に利用可能な施設があるかどうかを判断している。	5
ウ 自宅から施設等までの距離を一律に定め、その距離の範囲内の施設等は利用可能であると判断している。	8
エ 区市町村内を一定の区域に分け、子どもの住所地が含まれる区域内の施設等は利用可能であると判断している。	3
オ 区市町村内の施設等は全て利用可能であると判断している。	5
カ その他の基準により判断している。	4

注：表 2 で「イ」または「ウ」に該当する自治体（場合によって保護者の意向確認をしたりしなかったりする自治体が 2 自治体あるため、合わせて 20 自治体）に質問した。

自治体ごとの結果については別紙をご参照ください。

以上